平成２１年（フ）第７７６３号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ34―206号
債務者　園元　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８５４号
大阪府吹田市長野東26番１―1402号
債務者　垣内絵里奈（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８５９号
大阪市平野区喜連６丁目１番45号　コーポ宮前202号
債務者　木田　ゆか
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８６５号
大阪市西区川口１丁目４番３―503号
債務者　増田　牧子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８７０号
大阪府豊中市旭丘１番３―205号
債務者　帝藤　照美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８９０号
大阪府枚方市野村元町31番２号
債務者　アンシンデンキこと　中村　吉男
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９０８号
大阪府東大阪市長堂１丁目28番15号　グリーンハイツ長堂102号
債務者　髙橋　直子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１２号
大阪府東大阪市池島町２丁目９番22号
債務者　矢倉百合子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４３号
大阪市天王寺区勝山２丁目16番17号
債務者　南　　ユミ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９５１号
大阪府大東市北条３丁目８番29号
債務者　上田千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９９９号
大阪府八尾市太子堂２丁目４番14―404号
債務者　岡﨑　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５３号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番９―704号
債務者　味谷　静子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２５号
大阪府守口市金田町５丁目13番２号
債務者　片山美代子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０４号
大阪市住吉区杉本２丁目31番６―402号
債務者　羽田　　篤
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３９号
大阪市東淀川区大桐２丁目６番８号　メゾン大桐402号
債務者　吉川　髙明
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２４１号
大阪府枚方市村野本町18番６―32号
債務者　藤﨑　善二
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２４２号
大阪市平野区長吉川辺３丁目７番29―201号
債務者　福元美知代
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２４３号
大阪府豊中市曽根東町５丁目12番15号
債務者　津田　美枝
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部